

令和6年 第9回全員協議会会議録

令和6年3月15日 議場

○事 件

町長報告事項

(1) 鉛川観光施設関連について (商工観光労政課)

○出席議員 (13名)

議長 千葉 隆 君
赤井 睦美 君
横田 喜世志 君
関口 正博 君
倉地 清子 君
安藤 辰行 君
能登谷 正人 君

副議長 黒島 竹満 君
佐藤 智子 君
大久保 建一 君
宮本 雅晴 君
三澤 公雄 君
斎藤 實 君

○欠席議員 (1名)

牧野 仁 君

○出席説明員 (5名)

町長 岩村 克詔 君
総務課長 竹内 友身 君
商工観光労政課長 井口 貴光 君

副町長 成田 耕治 君
財務課長 川崎 芳則 君

○出席事務局職員

事務局長 三澤 聡 君
庶務係長 菊地 恵梨花 君

事務局次長 成田 真介 君

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それではこの場で全協ということで休憩中に全協を開催してよろしいですか。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） それでは報告は受けましたが、改めて町長のほうからこの課題について報告をお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これは全協で報告説明する予定のものを報告、読ませていただきます。

鉛川観光施設関連についてご報告申し上げます。鉛川レクリエーションセンターの契約および修繕の取り扱いについては、町の方針に対して議会の皆様からご意見をいただいておりますが、町としてはその取扱いに問題があるのかないのか顧問弁護士に確認を行ってまいりました。

議会からは契約を3月31日で打ち切り、賃貸料を精算させ、週是塩に関する覚書等を交わした上で修繕に対応すべきとのご意見がありました。顧問弁護士に確認したところ契約を終了するという事は所有権が移転して民間施設になるので、賃貸契約上の修繕義務の遂行する根拠がなくなるという見解でした。また、修繕に関する覚書等によって修繕を町が行うことを取り決めたというのみでは少々支出する根拠として不明瞭であるという見解をいただいたので、町としては顧問弁護士の見解に基づき以前説明いたしました方針どおり、契約期間を延長し、納付契約もこれに合わせる事として変更契約を行って修繕対応することといたします。

なお延長する期間は2年間で令和8年3月31日までとします。この間で修繕が早く完了いたしましたら契約を解除して譲渡することとし、また修繕が完了しなかったら再度期間を延長することも考えられるということをご理解願います。

修繕箇所については、雪が溶けなかったら確認できない箇所もあることから、まとめるまでには時間を要します。まとめましたら全員協議会へ報告させていただく予定であります。

修繕にあたっては議会の皆様からのご意見のとおり、過剰な修繕とならないよう相手方と協議を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島君。

○議員（黒島竹満君） 顧問弁護士さんの資料っていうのはまだもう来てるんでしょ。資料があるんでしょ。その資料を。

○議長（千葉 隆君） 今コピーして全員に配付しますので。

○議員（黒島竹満君） それと私ども何人かで勉強会を開いたうちの顧問弁護士の資料が全部行ってるわけだよ、そっちに。そして議長からも確かこっちからの資料もやる代わりに顧問弁護士の資料も出してちゃんと打ち合わせしましょうって確か話し合いしてるはずですよ。全くそれもしないでさ、そして今資料も出さないでさ。

○議長（千葉 隆君） 今、資料をコピーして配布します。

○議員（黒島竹満君） その辺きちんとしてもらわないと。

○議長（千葉 隆君） お待ちください。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） ちょっと違った部分から。外部施設、温泉と浄水設備ですね、これが町の持ち物であり続けるってことで、現状はですよ。それでお伺いしますが、おぼこ荘に行っている部分は、分水料と分湯料っていただいていますよね。それでこの鉛川レクリエーションセンターで使っている分水料、分湯料は現在どうなっているか一度確認させてください。現状、鉛川レクリエーションセンターで使っているものは町営施設なので、町の施設から町の施設なので分水料、分湯料って発生していない、それでいいかどうかの確認。

○議長（千葉 隆君） 町長は担当課じゃないからわからないから、ちょっと町長じゃなくて担当の係から。すぐわかりますか、今の関係。ちょっと時間かかるなら後でいいですし。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 今の質問についてはすぐに調べられないってことで時間を貸してください。

それでは先に黒島副議長から要求がありました資料について皆さんに先に配付いたします。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 中学校の卒業式に教育長出れないでいるから。そういうことも配慮してください。5分間くらい読んでもらいたいと思います。ちょっと読む時間もあるので、2時10分まで休憩します。全協も。今答えも精査しておきますので。

<<休憩>>

<<再開>>

○議長（千葉 隆君） それでは全員協議会を再開いたします。

まず、お手元に配付いたしましたので、もう一点の分量の関係について。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 関口議員のほうからご質問のありました、水と温泉の使用料の関係ですが、今現在はですね、契約書を締結しております、令和3年4月1日付で契約書を締結しています。

その内容によりますと、観光施設内における旅館営業に伴い使用する物件について使用料等を町に支払うという内容になっています。それで使用物件に関しては町所有の浄水設備と温泉設備、これを使用物件ということで定めています。

その使用に係る使用料ってことで、水については水道使用量ってことで月額3万8,700円、温泉に関しては月額6万3,600円ってことで契約書で定めています。ということで物件の使用料ってことになりましたが、施設を分けていただいているっていうよりかは、全体ひっくるめた中での使用料ってことで料金をいただいています。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 要はこれは町の施設より施設に言っているもの全ての分湯料、分水料全てが、今、課長がおっしゃった値段ってこといいってことですね、わかりました、すみません。契約書に謳われてるってことですよ、そうですね。契約書にある事項ってことだもんね。

○議長（千葉 隆君） 全量を払ってるってこと。

○議員（関口正博君） そしたら今の契約とはあまり関係ない、契約を延ばそうがどうしても、そこに影響はないってことだね。

（何か言う声あり）」

○議員（黒島竹満君） おぼこのほうはお金もらってるけれども、今のレクリエーションセンターのほうはお金もらってないから。

○議員（関口正博君） もらってるって契約になってるって。

○議員（黒島竹満君） なってないって。

（何か言う声あり）

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○議員（横田喜世志君） そうですね、申し訳ないです。私の認識も違っていて。ここに温泉旅館営業に伴う水道使用量および温泉分湯料に関する契約書を私のこの間、情報公開でもらっていました。その第1条に鉛川観光施設内における温泉旅館、営業に伴い使用する物件について使用料等を甲に支払うものとなっていました。

それでなっていたんだけど、そのこの使用料って前の総務とかの話の流れでいくと、おぼこ荘さんに使う分っていう認識だったんです。それで今言われた水とお湯全部をこの料金という認識はなかったんです。ということは水道使用量 100 tとか温泉なんかは何トン使ってるんだろうって話の中で月額、水でいけば月額3万8,700円、温泉は月額6万3,600円、この値段が妥当だと当然思えない値段で契約していますよね。それこそ、この今、管理の分の補正予算でいったって、かなりの金額がかかるんですよ。1年分として。

だからこういうのから見たって私の認識が違ってたのかもしれないけれども、でも契約書はそうなるけれども、認識としてはおぼこ荘さんにいっている分って認識で、このお値段と使用料ということ私たちは認識していたと思うんです。それでだからその当時も民間というか町水道とかの差が大きいだとか、そんなになぜ使っているのかって話が出たと思うんです。

そこら辺、今こういう契約書があるからって言われちゃうんだろうな。言われちゃうんだけど、やっぱり再度認識をうちらがここで明らかな認識をしたのを含めた値段だったって今初めての認識なんですよ。それでやっぱりこの値段、使用料でいいのかって話になってきちゃうんですよ。その辺はどうなのでしょう。見直しを今後考えるだのなんだのって話になりますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議会の皆さんから、これをおぼこ荘に関しては議論を深めてまいりました。町側としても契約の内容等とやはりちょっとグレーな部分もあるし、いろんなことを加味しながらこの機会にレクリエーションセンター、さらに水温泉の部分をなんとかおぼこ荘さんの民間に渡したいという思いでおぼこ荘と今まではない試合をしました。

その点については、議会と一致しているものと私は感じています。ただ費用が掛かりすぎるんじゃないかって部分は、やはり我々はこれくらいで我慢しようと思った金額がちょっと高いってこともあり、もうちょっと金額を見直して、進めてくれってことでありました。

それと議会の皆さんの要望もこの温泉と水に対しても未来永劫、町でやるんじゃないで、これは早めにおぼこ荘さんに渡せるようにおぼこ荘さんと協議打ち合わせを進めなさいってことは議会の皆さんからも要望があるので、それは勿論のこと、これから今の使用料というか、それよりはいかに渡していくかってことを議論しながらまた議員の皆さんと意見を交換しながら進めたいと。

ただ概ね今の温泉施設のこれを譲渡するってことは議会と一緒にしたいと思います。ただその中で我々が、私たちの顧問弁護士いわくこの契約を延長して直した時点で譲渡したほうがいいという見解がありました。それで今、議会の皆さんに直してから譲渡したいということを提案しているのであって、今の議会の皆さんが3月31日でおぼこ荘の名前にしてから町で直しなさいって議会の皆さんのある方の意見なので、それはちょっと議論を深めながら意見交換してみたいと思っています。

ただあくまでも前回から何回も話しているなかでいくと、修繕に関しては概ねいいだろうと、ただし過度なことをするなってことも我々も理解していますので、これは相手方と話し合って過度にならないように、それと内容についても議員の皆さんに同じ情報を持って進めるにはやはり少し時間がかかるだろうと、さらに今いくらいついていても、相手方の要望、さらにこっちの思いを伝えながら、また議員の皆さんに何回かキャッチボールしながら早めに修繕箇所を決めて改修して渡すっていうのがこのレクリエーションセンターについてはそれが一番いいだろうと思っています。

ただ、それと同時にですね、こっち側では今言った温泉と水をなんとか相手方に引き渡すっていうのは変ですが、引き渡していくってことを皆さんの思っている私も同じですが、町税ですので、あまりお金がかからないように、あとは相手方と協議を進めていきたいと思っていますので、その辺はどうかご理解を、同じところで協議しているってことでご理解いただきたいと思います。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○議員（横田喜世志君） この水道使用料とか温泉の使用料、これもこの3月31日までの契約になっています。それでこの7条に使用料などの改定ってものも書いてあります。今までたとえばレクリエーションセンター、町有施設だっっていうのもあってこういう値段の設定だったのかとも思われます。それで町有施設でなくなればそこら辺も加味した使用料の設定っていうのも考えられるのかなって思っています。それでこれは考えていただきたい。

○議長（千葉 隆君） 横田議員さんは水道と泉源の使用料が安いと。だから高くとったら契約延長してもいいって意見ですか。そうじゃないんだもんね。

○議員（横田喜世志君） これはだから水とお湯の使用料の話だから。

○議長（千葉 隆君） だからそれが高い低い関係なく。

○議員（横田喜世志君） だから要は町の所有じゃなくなる施設に供給しているって考えたら、もうちょっと高くしたほうがいいんじゃないのって話。それはそっだけ聞いたほうがいいですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員ですね、先ほど言っているとおり、我々も横田議員さんも多分この温泉と水についてはですね、相手方に渡していきたいって思いでありますので、値段というより

は早く渡したいっていうのが議会から、この間意見書貰っても議会の皆さんの今後もちやんと議論して早く渡せっていうのに我々は努力していきますので、値段を上げる下げるっていうより、議会の要望はそういう要望ですので、それに沿ってそれは我々と議会の意見は一致しているので、その件についてはこのレクリエーションセンターと別にですね、話していくってことでご理解をいただきたいと思います。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○議員（横田喜世志君） 顧問弁護士さんの意見書ですか、これを読ませていただいて、気になる点ですね、右側の上側、これまでの修繕義務の不履行によって目的物が使用収益を適する状態を各状態にあったと言えるならば、その程度に応じた賃料の減額を過去に遡って積算して、その積算された金額の限度で修繕費用を負担するという方法と思われる。当然ながらその評価、算定は慎重に進める必要がありますし、所有権が相手方に移転する前にそのような合意を取り交わすべきと思慮しますという一言がありますね。だから所有権が相手側に移転する前に約束すればいいってことじゃないんですか。黒島さんの顧問弁護士さんが言っているように、合意したらその修理の部分だけ合意できたらいいって話になりませんか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） お配りしています資料ですが、今の部分の前段が後段にかかっている部分だと思いますので、そこの部分全体的に読んでいただいて、ご理解をいただけたら、今の横田議員のご発言にはならないのではないかなって理解をしています。よろしくお願いたします。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○議員（横田喜世志君） その前段の部分って賃貸の話でしょ。だから先ほども言っていたように2年延長っていう目測があってその我々はその2年間に賃貸することによって発生する修繕のほうを問題にするんです。だからこの春に修繕箇所を設定して、その中での修理であって、延長している間に起こることを防止したいと思っているんですが、その辺の考え方は違うんですかね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前もですね、何度もご説明させていただいていると思いますが、延長することによって、新たに修繕が発生する部分に関しては、相手方と町とお話をしている、その部分は今回やる修繕には対象にしませんってことでお話をしております。このことについては前回は全協のほうでご説明させていただいておりますので、その部分は思い出していただければと思います。

ただ、貸付賃貸借契約になりますので、あくまでも町が貸主といったことであれば、民法上の修繕義務は当然発生することとなります。なりますが、今回かそういった取り決めを相手方とお話をしていくと。ただし応急的な部分に関しては、これは先ほどもご指摘がありましたが、損害賠償に発生する可能性がありますので、その部分に関しては町は貸主として緊急的な対応は発生したらこれは考えていく必要があるだろうというふうに考えております。以上です。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○議員（横田喜世志君） これは3年4月1日から6年3月31日の間の契約の中で起こった5年の7月に発生した漏水から始まって、それが損害賠償に繋がった話なんです。それでそういうことを少しでも回避するにはそういう賃貸を継続するべきじゃない、老朽化した施設なんですから、そういう継続することによって発生し得る修繕箇所があるってことですよ。総務常任委員会の中でも27年から言われていました、そのときは壊れてはいないわけでしょ。

でも、発生したのは令和5年ですよ。漏水してそれにどうのこうのって損害賠償まで発生した。その都度要は貸している間にその都度応急措置していかなきゃならなくなるってことです。それをこの3月31日に契約を切ることによって、その心配がなくなるってことですよ。契約を継続することはそういうことを心配していつてるのであって、こちらがいう契約が切れる前にその27年から云々言われている修繕箇所と言われているのを議会側が認めるって言ってるんですから。ある程度認めるって言ってるんですから、修繕の部分だけの契約にしてほしいと思いますが、その辺は変わらないんですか、意見は。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約の関係であります、その前に平成27年からの漏水の部分に関しては応急的な処置をずっと繰り返しながらやってきていたと。それで今回、漏水が急に程度が増したって部分でご説明させていただいたと思っていますので、その部分についてはご理解していただきたいと思います。

それと契約の部分については先ほど町長からお話をさせていただきましたが、町の顧問弁護士としてはお配りした資料のとおり、所有権が一転して民間施設になったということは賃貸契約も終了しており、賃貸借契約上の修繕義務も履行する根拠がなくなりますという見解でございます。

それで、その下になります、単に両者の覚書、合意、覚書も契約もそうですが、合意によって修繕を町において行うことを取り決めたというのみでは支出の根拠として不明瞭ですってご指摘がされております。それで今横田議員がおっしゃっているのは、この不明瞭ですってことを町はやりなさいとっていらっしゃるのかなと私理解していますが、そういった部分からしたら町の顧問弁護士がこういった見解を出している以上は、町としてはそういった判断をするべきではないのかなっていうふうに理解しているところであります。よろしく願いいたします。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○議員（横田喜世志君） 不明瞭ってさ、延長してまで修繕する説明に27年から修繕箇所言われてるってことが根拠になっているわけでしょ。そういうことですよ、不明瞭でもなんでもないんじゃないんですか。

○議員（黒島竹満君） 関連で。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○議員（黒島竹満君） 結局、今横田君の言っている部分についてはさ、繰り延べしてきてるから、繰り延べ今まで直すよってことで繰り延べしてきてるわけだ。そしたら今の不明瞭には当たらないんじゃないですか。だって直すのを繰り延べしてきてるんだから。そうじゃないですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほどの資料をもう一度見ていただきたいんですが、修繕を町において行うってことを取り決めたってのみでは支出の根拠としてはってことなんですね、支出の根拠というのは町の町費として支出することがお約束しただけでは不明瞭だということなんです。

結局、違うことで考えてみますと、まったく関係のない施設があったとします、それは全く町と関係ない施設、それでその持ち主の方と町がわかりました、直しますって口約束しただけで、まったく町の施設じゃない施設に町がお金かけれるかどうかって部分からしたら、今のこれに当てはめたら不明瞭だと。言ってみたら適切ではない、不適切だってことです。

あくまでも、町の予算として支出できるものは事業は別として、町費、町有施設だからこそその施設に対して維持管理費を負担したりあるいは修繕を負担したりすることができる。こういったことが基本ということでありますので、そういったことからしたら全く町に関係のない施設に対して、町がお金をかけるというのは、これは適切ではないのかなってことでここでそういうふうに理解できるのかなと思います。

○議員（三澤公雄君） 違う観点で。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 金科玉条のように札幌の大通の藤井ビルに構えている佐々木氏を大事にしていますが、結局この人、八雲町民じゃないから関係ないんですね。

だって、平成17年に覚書作ってさ、それに基づいて契約書を僕の間相手方から町がわざわざもらってきたものを今、手元にないんですが、それに応じた契約を作って分割払いのかたちを平成22年に賃貸借契約でもっともらしいかたちにしてるけれども、中身は分割払いなんですよ。3年間程度で払い終えるって、それを相手方の都合で再契約、再契約ってやってきてるんでしょ。

その間に老朽化になってしまった修繕箇所を、善良なる貸主として振る舞いたいのかもしれませんが、直す意味があるのか、全部これは明らかにしたら、町民から町税に関しての使い方がおかしいって逆に訴えられますよ。この借りている方がさ、裁判起こすなら起こしてもらったらいんだわ。だからこれまできた町が紛失したって契約書も今手元に來てるんだから、それも含めて全部裁判所に出して、こういう過程ですが修繕する義務があるでしょうかって。そういうふうにしたら、お互いに議会も町も望んでいるように早く手を離せるでしょ。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん、主張はわかるけれども、町が事業者に裁判を訴えてくださいって頼むことを。

○議員（三澤公雄君） 頼まなくてもいい。

○議長（千葉 隆君） 議員が勧めることは適切ではないと思いますので、結果的にそういうことになる場合もあります。

○議員（三澤公雄君） だって今、横田さんとの質疑の間で、そういう場合は訴えられるおそれがあるっておっしゃっていましたが、訴えるなら訴えてもらって構わないようなんです。とっくに向こうが約束を守っていたら、分割払いを賃貸借契約にカモフラージュしてやっていた取引が終わるはずだから、終わったら修繕箇所はとっくにあなたの財産になってるから修繕しなくて済んでるんです。

そういう観点からいったら、今本当に善良どころか、お人好しな貸主になろうとしている町にはそこまで義務を負う必要はないんじゃないですか。早く手を切るなら契約の期間を持って終わりますと。それがご不満でしたら最低限のところ町はこの範囲で修理しますから、それで修理時期は契約を決めますがいいですよって合意を作れるはずですよ。約束を守ってないのは向こうなんです。平成17年以降。これ全部町民が知ったらほとんどの人お怒りになりますよ。相手方だって著しく信用を失墜することになると思います。

だから穏やかに解決できる方法はいくらでもあるんじゃないですか。早く縁を切ることは。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど言ったとおり、この相手方の議論については議会といろいろ議論を交わしてきたところであります。その中で、町として議会と意見を交換しながら先ほど話したとおり、温泉と水についてはですね、なるべく早めに相手方にお金をあまりかけないようにしながら渡していこうというのはこれは一致している。

さらに、このレクリエーションセンターについても、町で直すことについてはいいよと。一定程度は分かりましたと。それでその中で今その直すにあたって金額の箇所もまだ出てきてないので、それを協議しながら、ただ今議会と揉めてるっていうか意見の合わないところは3月31日で契約を満了したあとに改修工事するのか、それともこれを延長して改修するのかっていうのは今一番の議会との話し合いで決定しながら進めていくってことだと私は認識しています。

ただ、確かに過激に相手方のことはいいですが、これもですね、なるべく私としてはよりませんが、中立に立ちながら喧嘩しないように意見を聞きながらまた議会の意見を尊重しながら、改修箇所も決めながら、なるべく早めに改修して譲渡していくってことに進めたいというのが今の気持ちです。どうかいろんな、確かに三澤議員さんがおっしゃったり横田議員さん、黒島議員さん、いろんなことが今までであると思います。

それは我々も議員の皆さんから意見をたくさんいただきましたので、その辺を理解しつつ、ここでなんとか温泉観光施設の契約書の問題、いろんな問題を前に進めたいと思っていますので、理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 一回整理しておく、主要収益の範囲で修繕をするということは全体の合意を得て、それに基づいて進みますと。そして主要収益の範囲は過度な修繕じゃないってことで進んでいる。

そして今問題になっているのは今町長が言っているように、議会は全員ではないけれども、3月31日で契約を切ったあとに修繕をすると。だからそれからこっち町側は期間を延長して修繕をする。その修繕をする時期も同じなんです。実は、今3月31日までは修繕はどっちもできないから、だから今議論しなければならぬのは、町が修繕において単に両者の合意によって修繕を町において行うことを取り決めたというのみでは支出の根拠として不明瞭ですと。それでその不明瞭という部分は、箇所、工事箇所ではないんです、町が言っているのは、その契約上の支出の根拠という意味で言ってる。

でも、だから修繕箇所はこれから総務常任委員会で決めたとおり、議会も視察に行ってみて、こういうところが必要だと、それから町も建設課が行って見て確認して、ある程度、主要収益の箇所は確定しますよと。それもお互いに同じ見解というか考え方だと思うので、ただその費用負担が

どうかはまた別、詰まってないけれども、全額町が払うのか、借りている側がどうなのかっていうのは明確にはなってないけれども、お互いに合意できてる部分は、そこですよって認識で議論してほしいなって思うんです。それじゃないと何となく段々もう一回以前に戻ってっちゃうから、そういうことでよろしく願いいたします。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） 議長がだいたい言ってくれたんですが、私も言おうとしていたのは同じで、一部の求めている議員側と、町が答弁している側は大体同じ。単純に6年の3月31日以後に賃貸契約するか、覚書にするかの違いですよ、単純に。

ただ、財政に聞きたいんですが、町は6年3月31日以後に賃貸契約に基づいて修繕すると、町の所有物件の修繕費って名目で出しますよね。じゃなくてじゃあ覚書で譲渡してしまった場合、譲渡してしまった場合に、町が民間施設を修繕すると、同じ金額を払うと。それは町の財政上可能なんですか。

○議長（千葉 隆君） 民間の改修工事はできなくなるからね。改築はいいのかとかね、新築はいいのかとか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 今、大久保議員がおっしゃったとおり、町の施設であれば修繕、10節需用費の修繕によって支出すると、それで町から相手側に所有権が移転したあとの修繕については、今考えられるとしたら補助金になるのかなと思いますが、その補助金についても過去に今回の事業によって議論されましたが、公益上、公益性、そういった部分の議論にもなりかねないので、我々としたら所有権を町にしたまま修繕として行うことが一番顧問弁護士もそうですが、そういう支出が一番妥当だって認識しています。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） そういう町側の財政の事情もあり、多分この顧問弁護士さんは期間の延長をしたうえでやったほうがいいんじゃないかってことだと私は解釈しているんです。だから、気持ち的には心情的には一部の議員さんたちが言っていることもものすごく分かりますし、町民の声を代表しているのもわかります。

ただ、結果としてやろうとしていることはどちらも同じことだし、早く入浴施設を最小限の費用負担で渡してしまいたって考えも同じだと思います。

だから、いい加減この辺で話し合いは、どこかで方向性を見出さないと決まらないので、そこら辺考えながら議会のほうも対応していかなきゃならないんじゃないかって。目指しているところは一緒なんです。目指しているところは一緒だし、町もそれへ向けて努力はしてるんだと思います。

なので、そういうかたちでしないと懇親会のほうも時間変えないとなくなってしまうので。

○議員（斎藤 實君） 議長、斎藤。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） 今、大久保さんの考え方そのとおりなんですけれども、町の弁護士さんも黒島さん勉強会でもって呼んで弁護士さんも定期借地ということで、このあれは6年3月31日以

降延ばせませんと、ただし期間の延長だけは認めますって考え方を示しているんですね、だから先ほど町はこの全体を延長したいって考え方ではないでしょ。期間の延長だけは修繕のためにしたいって考え方でしょ。

○議長（千葉 隆君） それは前からそうだし、今でもそうです。みんなそれは斎藤さん以外の皆さんそう思っています。

○議員（斎藤 實君） でもそここのところがなんとなく聞いてると今大久保さんが言うように、なんとなく混同しているようになってしまうから、そここのところ。

○議長（千葉 隆君） この問題の一番は、延長すると言ったときに議会に報告もなく、事業者の理由でもって延長したってところから始まっているんだわ。過去に。だからそここのところがまたぞろ延長するわけだからってところに本質の問題とかが根付いてるんだけど、それを戻すことはできないのさ。

だから、そここのところをある程度そういった過去においてそういうことは駄目ですってことに基づいて議会も町側に文書でもって今後二度としないようにってことを申し入れしたのさ。一番最初に町側から最初に議会から受けた文書については、今後二度とそういう対応をしませんっていうことから始まって、町長が持っている文書と呼んでくれたら少しはって部分があるんだけど、最初から結果の文書になってるから、かみ合わない部分があるんですが、そういった部分で町長、議会から提出した文書、町長に渡してるから。

だから、そういった部分、深く今後、町長、詳細に今一つひとつ全部ではなくて、議会から提出された問題提起については、今後二度としないようにしますので、今回だけは信頼して期間の延長というのを認めていただきたいと。そしてできる限り2年を短縮するように努めますみたいなかたちでどうですか皆さん。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 過去に遡るなって議長は言いましたけれども、そもそもこの前段だって協議する予定のものであったつもりが出てきてるんです。僕らは様々なことを飲んでこの使用収益にかかわる費用をおそらく反対している方々みんなそうで僕もそうです。そもそもいろんなことを飲んで町を信用して、使用収益に関わる改修費用を出そうじゃないかと、そういうことなんです。

僕らは何もかも反対しているわけではなくて、様々な勉強を積み重ねて、ここにたどり着いてるんです。もちろん僕らが間違ってることは訂正しますし、なんとかいい状態でおぼこ荘に引き継いでいただきたいし。ただ、そのために様々な公平性がなかったらいけないし。そういう思いだけなんです。

ただ、この前段でこの120万円の1年間の貸付例を上程してきた。どうやって信用すれっていうの、そもそも。またこうなんだもん。そういう町の姿勢を僕は本当に残念に思う。認めたいです、妥協できる場所でしっかりと議論して。そういうつもりでいろいろな準備をして今日に臨んでるんです。だから本当に残念です。

今更、それでも僕らは何度かこの場で信用しようと思って、どういうかたちで今大久保さんも言ってくれども、懇親会が6時からあるし、三澤さんだって笑顔で送ってやりたいです。本当に残念でならない。何でそういうことをするのか、そもそも。おぼこ荘の契約そのものが過去にもいる

いろいろ疑念がもたれることがあると思います。僕らはまだおそらく反対している議員全て、これが割賦でないかって疑念は持っています。

しかしそれでも改修費用を出すっていうのは、僕らの妥協案なんです。それをしっかりと分かっていたいただきたいですし、お互いに信頼関係を築き上げるためには、もうちょっと技術関係は積み重ねる必要があると思うし、もしこれで契約を延長するなら、その中身はしっかりと精査させていただきます。単なる契約の延長だけではなくて、これから2年間建物が傷んだことにおける改修費用は横田さん申し上げたけれども、そんなものは認めるわけにはいかないし、ただでさえ2年の延長をかけてるから、本来であれば令和3年にきっちりと切っていないとならない契約だから、その間にもいろいろ配慮してきてるから、そういうことも含めてしっかりと契約書の中身は精査させていただきます。

僕は、出てきているものに関しては賛成するつもりはさらさらございません。申し訳ないですが。もう少ししっかりと契約書ができて、期間短いですが、それからじゃなければ僕個人としては納得できるものではないと、ぶんとう量、ぶんすい量に関しても俺は随分と配慮されたものだと思います。しっかりと町内温泉業者、努力して営業されている方々、おぼこ荘さんもそうだと思いますが、ちゃんと公平性を持ったぶんとう量、ぶんすい量の取り決めをしっかりとさせていただくってことも改めてこれもお願いしたいところがございます、それもしっかりと契約書に謳っていただきたい部分です。

最後の目的は一緒です。それは大久保議員おっしゃったとおり、岩村町長がおっしゃったように一緒です。僕らも信用したいんです。そこだけちゃんと今回の手続きも含めて今一度反省していただきたいです。よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 反省ばかりしていますが、確かに反省して反省して反省してやってみたいと。ただこのおぼこ荘と同じかたちというのはもうないと思います。このかたちというのは温泉だとかこの町がつくった施設をこういう譲渡していくってかたちはもうないと思うんです。それで今町で危惧してるのはひらたない荘ですが、これははっきりと指定管理でやってもらっているんで、これははっきり契約しています。

ただ、このおぼこ荘だけはちょっと私も契約書を見たところ少しグレーなところがあったと私も思っていますので、これは今までの対応についても反省しながら、先ほど述べたとおり、議員の皆さんと目的というか行きつくところは一緒だって確認させていただいたので、その辺これから契約を延長するにあたって、契約の内容を議員の皆さんと協議しながら契約の延長をしていきたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 今の町長の答弁からいったら契約内容なんかも議員に見てもらってそれで進めたいってことであれば、この提案はそのまま議案に伏すのは適当ではないと思うんですけれども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 契約内容というのは期間延長の契約内容を議員の皆さんからしっかりとしたものということでありますので、その辺を議論して期間延長の契約をしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 内容は変えないで期間だけを。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 8年3月31日までに書き直すというか、そこだけを変えるって契約になるからって意味でしょ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 貸付料は同じ中に入ってるの。貸付料も月10万って部分。

（何か言う声あり）

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○議員（黒島竹満君） ちょっと今町長がグレーな部分ってわかってて、グレーな部分っていうのを分かっている、3年3月31日に延長してきてるわけだ、そのまま。何故そのときにちゃんとグレーな部分を直してお互いに話ながら契約し直さなかったの。

これから今同じ契約の内容で延長するって話になると同じことになるんだよ。だから分かっててやってきてるんだもん。町長が。今グレーって町長が言ったわけでしょ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） グレーって言ったのは平成17年の契約がグレーだったって認識しています。令和3年度からなんとかこのグレーな契約をそのままにしながら渡していこうってことを考えていましたので、あくまでも契約をそのままに。

ただ、今回は契約はここで終わりますが、ただただ修繕するために引き渡すための延長することで、先ほど関口議員さんからあったとおり、そのところにこれから発生する修理は絶対にしないとか、そういうものを分かる限り書いた上で契約を結んでいくと引き渡すまでの貸しとかはなくなると考えていますので、グレーというのはあくまでも平成17年のことをグレーだったなという思いですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○議員（黒島竹満君） そしたらこれから延長かけて契約書が今までどおりのかたちの中で、延長させてくれてさっき言ってるんだから、それであれば同じことですよってこと。

だから今回、今延長する契約については、きちんとその辺をお互いに話し合いをして、契約書をちゃんと直して契約をすれってことで関口君が言ってるわけでしょ。そうでしょ、関口君。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） グレーといったのは特に水と温泉の関係がちょっとグレーだと思ったんです。ありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） 提案なんですけれども、この予算に関しては介護保険勘定の繰り出し金だとかほかの予算にも絡むことなので、これだけで単純に話し合いもできないので、今回今問題になっているのは契約事項に関して議員側が今までのやり方だったら信用できないってことで、その120万円分可決する分は可決してしまって、120万の契約については凍結ってことで、きちんとした契約書の原案を見せてもらってからたとえば3月中以内に解除するとかって方法は取れないものなんでしょうか。じゃないと進まないですよ。

○議長（千葉 隆君） 契約解除したらいいだけだから。契約解除の契約になってるから。契約解除できるの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今大久保議員がおっしゃったのは、歳入のことに限っておっしゃりましたが、歳入に関しては入ってくる部分ですので、そのままになるんですね、結局歳入凍結するとなったら歳入受けませんってことになるので、歳出だったら凍結となるので、支出をいったん中止するとなるんですが。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうです、ですので今全体として捉えていいんですね、歳出も歳入も全体として可決をしていただいた中で、凍結すると。

それで、町としては3月中にその変更契約の内容を議会にお示しして、そして理解を得た上で延長の部分を再契約していくってような、今後の手順としてはそういったことで今認識していますが、そういったことで間違いはないですか。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） その辺の細かいことについては、財政だとか役場側で考えていただいたらいいんですが、要はいつまでもそれ一点で補正予算が決まらないってことが問題だと思ったので、そういう解釈でいいです。

○議長（千葉 隆君） そのようなことで、反対の人はおりませんか。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。どうかたちでいきたいのか。

○議員（佐藤智子君） 全員協議会はもう打ち切りにして、再開をしてこの予算案を採決したらどうですか。

○議長（千葉 隆君） 一人。佐藤さんの意見に賛成の方。採決することは採決するんだよ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 理事者側は実行しないよ。担保がないから契約する権限は議会にあるんじゃないんで、理事者にあるの。だから延長するのは一方的にというわけではないけれども、契約する部分は。

ただ、後に修繕の議案が出てくるっていう分にはまたそのときに議会で本会議で議論する部分はあるけれども、契約をできませんっていうのは法律上、違法行為等があるんであれば議会が指摘して止めることはできるけれども、適正な法律上瑕疵がなかったらそのまま契約することはするの。だからそういうことを踏まえて議論してもらわないと。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） 佐藤さん勘違いしていると思いますけれども、私の提案はそういう提案をしてそういう凍結みたいなことも条件とできますか見たいなことを聞いただけなので、その話し合いが全協で終わったとしたって、審議で否決する権利はあるからね。だからそれを否定していることではないからねって伝えたかったの。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 先ほどの商工観光労政課長の答弁の中で3月31日までに契約内容を議会に諮ってっておっしゃりましたが、そういうことであればその日程で合意できるものができたら、この補正予算第1号をそのときにもう一度審議して可決するって。3月31日までなら迷惑かからないのかなって介護保険には思ったからそれが許されるならそのスケジュールでどうですか。そうすると僕らはその議決を担保に、それでお互いに信頼しあって日程を進めるってできるんじゃないかなと思います。

○議員（斎藤 實君） 契約の仕方とか相手といろいろ交渉してもう僕は今日出るのかなって思っ
て最終考え方がね、時間がないから。ただまだそこまでいってないんですか。

（何か言う声あり）

○議員（斎藤 實君） その辺どうなんですか。

○議長（千葉 隆君） 要は、この間までは3年間っていうことで事業者とやりました。それで議会はその時点では3月31日で契約を打ち切ってそれに何らかの覚書を結んでするやり方と、もう一つは期間を3年ってものも含めて短縮するようなかたちとかも含めて検討する必要があるんじゃないですか。ただしそれを認めたわけではないから。

だから、そういう中で町側はどちらも弁護士さんに照会して、今出てきたのは2年ってことでその2年については事業者さんと一定程度協議して、その2年という延長が議会に理解を得れるのであれば延長の手続きをするってことで今提案してきているということなので理解してもらえたらと思います。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だからそれは先ほど言ったように延長した場合は残存価格が残っていて、その残存価格をまた2年間の最終10万円ずつ支払って最後のところで残存価格、それからそれ以前に修繕が完了した場合には、その時点で残存価格を全額払うってことで、その使用料の部分での収入の提案を今の補正で提出してきたってことですよね。ただそれを早くにやればよかったんだろうけれども、あとの全協で説明するような状況になっていたってこと。

だから、午前中のことと手続きのことというのがあって、過去の問題も含めて願えないかってかたちなんです。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 先ほどの提案の3月31日に再提案されてっていうのが駄目であれば、3月31日までは契約内容と価を議会に示せる予定で今進むんでしょ。だからそのときに合意が整

った時点でこの補正予算を再提出ってかたちで議決するって段取りにしたらどうでしょうかって思うんですが。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん、今いいこと言ったのかもしれないけれども、見せてもらって納得したら延長は認めるんですか。そういう話になるから。そしたら今時間がないのに31日で、時間本当に今は何日かあるけれども、そのときになったら何時間かしかなくなるから。実際にさ。

だから、結局はとりあえず延長さ、さいあく延長になるかたちになるんだろうけれども、まずは3月31日までに契約の内容を求めるといのが大久保さんの意見。そのときまで認めるか、今認めるかの違いがあるかもしれないけれども。実質ね。

○議員（黒島竹満君） それ内容に寄るんじゃないの。認めるか認めないかより、内容を出してもらってみんなが理解したら。

○議長（千葉 隆君） だって内容もそもそもの内容は、期間と金額というか使用料の10万円ずつの延長ともう一つ決まっているのは、それ以降の新たな修繕はしませんって。ただ応急措置だけはしますってというのが新たに追加になるって。という意見だと思うんだ。

それに対して、その関係で駄目ですよっていうのであればその中身について皆さんのほうから出さないと。だから具体的に言ってもらわないと何で駄目なのかって部分ね。それでないといつまで経っても何で駄目なのか分からないから。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 先ほども申し上げましたが、そもそもの契約の内容ですから、本来であれば先ほど言ったとおり、令和3年3月で切れていた契約なんですから、これだから今回新たに延長する契約なのか新たな契約なのか分かりませんが、当然その契約を2年だとするなら、2年間に起こりうる軽微な応急措置、改修も含めて、それ当然認められませんよね、普通に考えたら。それはそうですね。

本来であれば、そこで終わってるんだから。令和3年から6年までの間に起こったものは確認のしようがないから、そこは飲んでということであるけれども、ここから出るもの、それを判断するのは非常に難しいことですから、そもそも。ここの改修で今行う改修でいろんなものを出してくるんでしょけれども、今後、起こりうる修繕というものは我々はしっかりと見定めますよ、そこは。

契約にもしっかりと謳っていただく。それができてはじめてこの契約を認められると思います。僕は。ほかの議員がどう思うかは分かりません。

○議長（千葉 隆君） 同じというのは分かりました。まずは応急措置は認められないのが一点ね。まず。それはいいんですね。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 要は契約が切れるからね、元々契約が切れるから応急措置は認められない。ほかに。あとは。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 基本的にね、契約の中身っていうのを延長だと変えないんですよ。分かりますか。今令和3年から6年までの契約を延長するって言ってるんですから。中身は変わらないんです。うちらがいうのは、修繕に限っての契約をしなさいってしてるんです。その違いです。だ

から意見書の中にね、支出の根拠として不明瞭です。のあとに考え得るとしたらわざわざ書いてくれているんだからさ、その一部を俺が言ったのに、不明瞭ですの一点張りっていうのはどういうこと。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） そもそもその現契約が今大事ですってことを行政側はおっしゃっていますが、何条か僕も忘れましたが、あまりにも大規模な改修が必要になった場合は契約を解除できるって要項もありますから、いろいろなことを一回整理した上で新たな契約を結ばないとならないです。

そのすべてを分かった上で、僕らは契約の延長を中身を見た上で認めようとしているってことも、そして大規模に改修した部分に関しては本来であれば家賃も上下するんです。その辺も踏まえて全部用意できるんですかね、今の契約をきっちり分かった上で。それで新たな軽微な変更すらできないってことはもうその時点で傷んでるものもちょせえないようなかたちにもなってくるので非常に難しいと思います。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） その契約は賃貸借契約だったのが最後の契約だけ定期賃貸になっているから延長できないと思って、新たな契約を結ばないと思うんですが、それは私の勘違いですか。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 定期賃貸借契約の解釈に関しては、赤井議員がおっしゃったとおり、期間を定めて契約するのが定期賃貸借契約になっています。それで借地借家法の中では更新をすることは認めませんって定められています。

ただし、双方の合意があったらこの契約が終わって次の日をスタートとする新たな契約を結ぶことができるっていうのが今の定期賃貸借契約。それで今町のほうでご提案を申し上げているのが新たな契約ではなくて、期間の延長をするということです。この期間を延長することに関しては借地借家法では禁止されてないので、法に抵触する取り扱いではないってことをご説明してきたということで、今回は期間の延長という部分でございます。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 商工課長がおっしゃったように新たな契約ができるという部分での新たな内容を盛り込んでいろんな危惧を心配事を全部潰して新たな契約をしたら安心できるって言うるんだと思いますが。できるんでしょ、その契約は。今の話でも。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 新たな契約の部分もありますが、ご説明してきたとおり、今議員の皆さんが懸念されている令和6年4月以降の修繕の発生を非常に懸念されているのかなど。それに関しては、先ほど私お答えしましたが、相手方とのこれまでの協議においてそれ以降の修繕に関しては、発生した修繕に関してはこれから町がやろうとしている修繕には含めないってことで

相手方にはそれはご理解いただいています。それに関して今もまだ議論されているので、そこは相手方と新たな修繕は町は対応しませんってことで今整理をつけています。

先ほども応急措置の話が出ましたが、応急措置に関しては賃貸借契約を結んでいる以上は町は貸主なので修繕義務が発生してくるってことをご理解していただきたいと思います。

その中で、相手方との話の中で新たな修繕は対応しませんが、今たとえばやろうとしている修繕、想定している修繕の不具合が出たときに、これは応急措置しなければ先日ご説明させていただいた賠償責任、賠償問題になるので、その部分は町としては対応をさせていただきたいということがあります。

新たな修繕、新たな発生するものに関しては今やろうとしているものに町は対応しませんってことは相手方と協議をして整っています。

あと、今これから皆様に整理してご報告申し上げる部分の修繕の箇所に応急措置は、これは発生する可能性がありますので、その部分については対応させてもらいますってことで説明をさせていただいております。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 今言った応急措置も含めて新たな町にとっての不都合なことは全てやる義務がないってそういった契約を、そういったことを新たな契約を結んだら僕らは安心するんです。これまで相手方の都合で延びてきているんです。とっくに相手方のものになっているのを払うものを払わず。それを町が認めてずるずる契約を延長してきてるんですから。

だから、このあとのことをただ延長するのであれば、また何かお知恵を使ってずるずると契約を延びることを考えるかもしれないので、そういった危惧を潰すために一つひとつこちらが想像できる修繕箇所以外の町にとって不都合なことは一切認めませんって契約を結んだらいいんじゃないですか。基本的には相手のものなんだから。相手のものじゃないからって立ち位置に立つからおかしくなるしこっちは心配ごとが出てくるんです。

だって、相手のものではとっくになくなる契約なんて向こうが破ってきてるんですよ。僕たちは信用できない相手ともう一回契約を結ぼうとしてるってことを危惧しているんです。

○議員（能登谷正人君） 議長。

○議長（千葉 隆君） はい。

○議員（能登谷正人君） かなりな時間議論しているので、行政側も議会議員の考え方、今までのグレーな部分も含めて言えない部分をみんな持ってるんですが、町長からね、どうですか。はっきりそういうおかしいものは一切やらないって、ここで皆さんのいった発言内容をしっかりと吟味してきちんとやりますと。それを会議を開く前に全協に見せてもらって、やらないと町長がトップに立ってやらないとみんな困る。それをはっきり納めるのが町長の役目だって。

だから、早く終わらないとあとの議案が控えていますから、妥協案として議員の人たちにあとで恨まれると思いますが、そういうことなんです。もういい加減に終わらせましょう。町長がはっきり言ったらみんな議員の人達は納得するんですから。私の聞いている範囲ではどこ行ってもやるやるって言ってその結果がこういうことになってきてる。議員の皆さんも信用できませんって言うのはそこなんですよ。

だから、はっきり町長の言葉でこうしますってはっきり言ったほうが。どうですか。男気の町長ですから。だからはっきり言ったほうがいいですよ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 能登谷議員ですね、先ほどから私どもは議員の皆さんの意見を尊重して契約もきちんと結んで相手方と進めると。それで大筋向かっているところは同じだと思っています。

ただ、それが担保できないので、その辺をしっかりと担保すれってというのが今の皆さんの議員の意見なので、これはこれから我々としても相手方としっかりと吟味しながら、契約の延長してもその中身についてしっかりとやらないことをしっかりと明記して延長するってことで先ほどから言っているとおりに、3月31日まででありますので、その前に議員の皆さんに説明して進めたいと言っているのが変わらずそういう思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 町長のほうから今早めに31日に限らず早めに契約内容について皆さんにお伝えしたいと、新たな契約を結ぶってことは、4月1日以降、1年か2年契約結ぶことになるわけだから、1年後、2年後まで契約結んでもいいってことですか、三澤さん。新たな契約ってことは。

新たな契約だから今からは結べないんだから、4月1日以降結ぶでしょ。だから4月以降の契約は契約の内容が納得するものであれば新たな契約でやってほしいってことでしょ。だから期間についてはまだ2年になるとか3年になるとかって。

（何か言う声あり）

○議員（三澤公雄君） お互いに合意できることがあるのかなって。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 延長だって同じだべさ。要するに延長の中でも中身が新たな契約でも要は延長した契約でも納得できる契約内容ならいいってことでしょ。

○議員（三澤公雄君） でも今までの説明なら契約の延長なら中身を変えられないって今までどおりの契約しかできないっていうから心配事がいっぱいあるので。

○議長（千葉 隆君） 特約で作るそうです。

○議員（三澤公雄君） できるの。やる気あるの。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） そしたらそういうことで特約の中で整理するってことで皆さんいいんですか。

（「いいです」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 今三澤さんのほうから特約の中で契約内容を詰めると。

○議員（三澤公雄君） この特約は今想定される僕らの心配事が。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） さっきから何回も説明していますが、懸念されている部分はその特約変更契約の中で盛り込まないとなんか思っていました。

○議員（三澤公雄君） 特約って言葉は今初めて聞いた。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 変更契約の中でってことです。それで僕ずっと説明してきています。

○議長（千葉 隆君）　そういうこととおおむねよろしいですか。そしたらその旨、そしてそれを今日が 15 日だからできるだけ早めにやらないと、その中身もちょっと合意できるような雰囲気でないところもあるので、31 日以前に。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君）　予算は通してもらって、とりあえずその部分を反故にされたらあとでどうのこうのってまた協議の中でやりましょう。またこの事業の部分だけあとで取り下げるとか、だって最終的に改修がなされない状況だったらお互いに困るんだから。そこに今は改修することを目的に延期するんだから。契約内容がおかしくなったら改修にも至らない。

だから、範囲は別だよ、改修の範囲ね。それで一旦ほかの予算も歳入もあるので、とりあえず再開して、通してもらって、できるだけ早く内容について皆さんが納得できる状況を作ってもらって、そしてその見て皆さんに見てもらってどうするかって部分。それでいかがでしょうか。今日のところは。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君）　それではそういうことで全員協議会を終了させていただきます。

〔閉会 午後 3時34分〕